

Web口座振替受付サービス導入業務委託仕様書

1. 業務名

Web口座振替受付サービス導入業務委託

2. 業務の目的

八潮市(以下、本市)の税・公金等の口座振替について、納付者等が本市及び金融機関等の窓口へ出向くことなく、パソコン等からインターネット上の外部受付サイトを利用して申し込みを可能とするサービスを導入することで、納付者等の利便性及び口座振替登録率の向上を図ることを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 業務内容

- (1)受託者は、パソコンやスマートフォン等から口座振替の申し込みを可能とするインターネット上の外部受付サイトを作成すること。
- (2)受託者は、口座振替の新規または変更を希望する申込者がインターネット上で口座振替を申し込むにあたり、利用規約の表示、取扱科目、金融機関の選択、納付者情報の入力、受付結果の表示など申し込みから登録までの一連の作業を完了させる機能を有すること。
- (3)受託者は、上記機能により口座振替の申し込みがあった際、対応金融機関に申込者の口座情報の照会・登録依頼を行うこと。
- (4)受託者は、対応金融機関への口座情報登録が完了した後、申込者に対してメール等により、通知する機能を有すること。
- (5)受託者は、対応金融機関への口座情報登録が完了した後、委託者に対して口座振替登録結果を還元する機能を有すること。
- (6)受託者は、取引件数を全体数、科目単位、年単位、月単位等で確認できる機能を有すること。
- (7)受託者は、必要な接続サービスがあれば間接契約のうえ契約を行うこと。
- (8)受付サイトの接続から口座振替の申し込み、登録、登録結果の還元まで、サービス稼働前にテストを行うこと。

5. 取扱科目(13科目)

市県民税・森林環境税(普通徴収)

固定資産税・都市計画税

軽自動車税

国民健康保険税

後期高齢者医療保険料

介護保険料

し尿処理手数料

保育料

保育所給食費

延長保育料

学童保育料

市営住宅家賃

市営住宅駐車場使用料

6. 対応金融機関(7金融機関)

埼玉りそな銀行

埼玉縣信用金庫

亀有信用金庫

足立成和信用金庫

城北信用金庫

さいかつ農業協同組合

ゆうちょ銀行

7. サービス利用者

前記6に記載の金融機関において、預金口座を有し、キャッシュカードを保有しているもの。また、利用者がパソコン、スマートフォン等からサイトにアクセスできること。

8. サービス提供日時

24時間365日提供するものとする。ただし、受託者及び関係機関のシステムメンテナンス等の実施期間は除く。

9. サービス仕様

(1)入力画面は取扱科目ごとに作成し、本市ホームページより希望の取扱対象科目を選択し、科目ごとに入力項目の制御ができること。

(2)入力項目及び入力方法(選択式又は直接入力式)及び入力項目順序、表示内容等に津いては、本市と協議のうえ決定する。

(3)口座振替受付結果の還元サイトへはLGWAN回線からWebブラウザ上でアクセスできること。なお、口座振替受付結果のデータレイアウトは入力項目に対応するものに加え、口座情報等金融機関での受付・登録結果を含むものとする。

10. 情報セキュリティに関する事項

(1)八潮市電子情報セキュリティ基本方針を遵守すること。

- (2)受託者は、サービスの品質やセキュリティ関係についての外部の認証を取得するなど個人情報の取扱について適切な保護措置を講じるとともに取り扱う情報の適切な保護対策を実施するための指針を定めていること。
- (3)受託者は、一般財団法人情報マネジメントシステム認定センターが認定した認証機関から情報セキュリティマネジメントシステム認証、本業務をクラウドサービスとして実施する場合はクラウドサービスセキュリティ管理策を取得していること。
- (4)受託者は、金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準に則り、立ち入り制限、侵入防止システムの導入、外部からの不正アクセスを監視するなど、強固なセキュリティを保つこと。
- (5)本サービスを提供するデータセンターは、日本国内の監視設備等が整備された堅牢な施設に設置されており、不正侵入やデータ改ざん等の不正アクセス防止に対する対策が講じられていること。

11. 障害対応

- (1)システム障害等により、サービスが利用できない事象が発生した場合、受託者は、直ちに本市に報告するとともに、復旧にむけた対応を行うこと。
- (2)復旧対応中は随時対応経過を報告すること。
- (3)復旧後、サービスの利用が可能となった際は、直ちに本市に報告し、障害等の発生原因及び影響を調査し、その結果を速やかに本市に報告すること。

12. 委託料の支払い

委託料の支払いは業務完了後とし、業務完了報告書の検査合格後に提出された請求書に基づき支払うものとする。

13. その他

この仕様書に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、本市との協議により決定するものとする。